

くまがや景観写真展講演会 講話録

日時：平成 24 年 2 月 15 日（水）

場所：アズホール（熊谷駅ビルアズ 6 階）

講師：浅野正敏（社団法人埼玉県建築士事務所協会/熊谷市景観整備機構）

みなさんこんにちは。ただ今紹介いただきました浅野正敏と申します。私は埼玉県の飯能市で設計事務所をやっているのですが、30 年近くいろいろまちづくりに関わっています。

その中の一つに里山保全の活動がありまして、飯能には大切な資源がたくさんあるのですが、20 世紀の後半は開発開発という時代の流れがあり、自然がどんどん失われていきました。今は時代が変わってきましたけど、私はどちらかというと開発をして、そこに家を建てるという仕事を生業にしているにも関わらず、自然を残そうという運動をやっておりまして、最初は相反することを両方やっているという矛盾が自分の中にありました。しかし、やっていくうちに、「残すべきものは残す」「開発すべきものは開発する」というメリハリといいますか、人間にとて必要なものは何だろうかということが、両方やっていろいろわかつてきたというところはあります。

飯能市には市街地のすぐ周辺に天覧山（てんらんざん）多峯主山（とうのすやま）という素敵な山がありますが、もし何もしなかったらそこは全部団地になっていました。「市民の憩いの場として自然の場所を残していく」いう運動をした結果、時代の流れも応援してくれて、そこを開発しようとしていた西武鉄道という大きな企業と一緒に森づくりをやるというところまできました。

飯能市市街地の中も非常に古い街並みが残っていたりするのですが、古いものがなかなか大切にされない状況があります。私はその地域の歴史や文化などを大切にしたまちづくりをしていくべきだということを、今一生懸命いろんなところで訴えかけております。また飯能市では中心市街地活性化計画などが立ち上がってきましたので、私も委員となり活動をさせていただいています。

今日は熊谷市さんにお伺いさせていただいて、私のそういった活動を通して、テーマが「資源としての景観」ということで、その資源がどうまちづくりに活かされるかということをお伝えできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【資料-2】最初に“景観”とは一言でいうと「その場所、その地域の場所の文化や暮らしを表しているもの」、つまりは「そこに住んでいる人たちのものを鏡で映したもの」であると私なりには理解しています。二段目に堀繁先生※1 による定義を紹介していますが、熊谷市さんでも堀先生をお呼びして、妻沼で講演をされたということをお聞きしています。私も講演をお聞きして、非常に端的にお話をされていましたので、ここで紹介させていただきます。

「視点場（してんば）」という皆さんのが立っている場所から、私を見る。その皆さんの立っている場所から私を見たときの関係、それが景観だということです。また、「良い景観と

は何だろう」と考えるとします。たとえば自分がスカイツリーなどを景観として見た場合、実はそのスカイツリーそのものではなく、自分が立っている場所とより近いもの（自分の周り）が大事で、「自分に対して何か心を打たれるだとか、私をやさしくしているだとか、そういうものが周囲にあることによって良い景観となる」ということのようです。

熊谷市さんも景観計画の中で景観を定義していました。「身の周りの屋外の状況を見たときの眺め」を景観と捉え、「人々の営みの姿や五感に生じる感情を伴う眺め」が風景ということです。これから景観についてお話するにあたり、こういった認識をもってお話をさせていただければと思います。

【資料-3、4】それでは、景観保全の取り組みということで、一緒にお勉強していきたいと思います。これまで、全国各地に美しい自然や調和した景色、町並みなどがいっぱいありましたが、初めにお話したとおり、開発開発というような時代の中でそれらがどんどん失われて、消えていくというのが時代の背景にありました。しかし、地域に住んでいる人たちの、「これは大切にしていきたい」という思いから、その地域の行政の方々と一緒にになって、独自にいろんな条例などを作り守ろうとしてきた地域もあります。その当時までは、条例による制限の限界というものがありましたが、画期的なことに平成16年に“景観法”として法整備がされたのです。それ以前から都市計画法という法律でさまざまな制限をかけることはできましたが、どうしても“美しさ”といった情緒的な部分を守るための制限は非常に難しく、まちづくりにおける美しさの観点が抜けていたという状況がありました。

“美しい国づくり政策大綱”、これは景観法ができる前に国が作成されたものですが、少し紹介させていただきます。

「都市には電線が張り巡らされ、緑が少なく、家々はブロック塀で囲まれ、ビルの高さは不揃いであり、看板、標識が雑然と立ち並び、美しさとはほど遠い風景となっている。四季折々に美しい変化を見せる我が国の自然に較べて、都市や田園、海岸における人工景観は著しく見劣りがする。美しさは心のあり様とも深く結びついている。私達は、社会资本の整備を目的でなく手段であることをはっきり認識していたか？、量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか？、等々率直に自らを省みる必要がある。また、ごみの不法投棄、タバコの吸い殻の投げ捨て、放置自転車等の情景は社会的モラルの欠如の表れでもある。もとより、この国土を美しいものとする努力が営々と行われてきているのも事実であるが、厚みと広がりを伴った努力とは言いがたい状況にある。」

「国土交通省は、この国を魅力ある国にするため、まず、自ら襟を正し、その上で官民挙げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。」

戦後からどんどん開発をしてきましたが、その開発により日本の国土が美しさから遠く離れていたということが大反省して、景観法ができたという流れになっております。今の話については資料の4ページをご覧ください。

【資料-5】現在では500近くの景観条例が全国各地で策定されています。

【資料-6】ここで、長野県の小布施町というところの景観条例についてご紹介します。ここは特異な事例で、昔あった風景をそのまま残すのではなくそのイメージを残しつつといった方針で町をコーディネートしています。みんなでそのデザイン協力基準というのを作り

「こういう町にしよう」という大まかなイメージを共有し、建物を修理・修正したり、路地を作ったりしてまちづくりを進めていったという経緯があります。このように、景観法以前から独自に条例等を作つて景観まちづくりを進めていたる町もありました。

【資料-7】これは伊豆のほうにある真鶴町という町です。この町は、8項目（8原則）美について、「こういうことを美として考えている」ということを文章化した“美の基準”という素晴らしいまちづくり条例を作っていました。この真鶴町のいろんな海岸の景色など、昔あった情景の良さをみんなで確認しながら残していくこう、守っていくこうということにしたのです。実際には、それを無視してどんどん建物などが作られてしまうこともあるようで、そのまちづくり条例だけではなかなか景観は守れないという現実があるようです。

【資料-8】景観条例制定と交流人口と書いてありますが、景観条例をつくることによって景観形成が行われ、そこにいろんな人が来てその地域が活性化するということもあります。

【資料-9】しかし、実際は景観形成というのは良いことばかりではありません。景観論争という言葉をお聞きしたことはありますでしょうか？東京都国立駅前の大学通りの事例がありますが、その景観を守るために条例を作つても、条例の制限では難しい部分があり、周囲に高層マンションがどんどん立ち上がっててしまうというのがこの地域では問題になつたそうです。高層施設は階を下げるなどいろいろやっているようですが、なかなか実際は思ったような景観が作れないという現状もあります。中にはまだ裁判をしているような状況もあります。

【資料-10】景観法が目指す「良好な景観」づくり、それは「美しく風格のある国土の形成」、「潤いのある豊かな生活環境の創造」、「個性的で活力ある地域社会」です。こういったものを景観法は目指しているということです。景観法はやり方でいろんな方向性がとれるので、まずその思いをみんなで共有しながら、その中でいろんな仕組みをうまく使って、我々が残したい景観というものを作り上げていけばいいのかなと思います。景観法の中にも“良好な景観”的定義がありますので、資料を読んでいただけたらと思います。

【資料-11】景観法は、大まかに2つの部分に分けられます。1つは先ほど申しました基本理念や、国や地方公共団体・事業者・住民といったものが果たすべき役割のようなものの位置づけなどの基本的な部分。もう1つは良好な景観をつくるための具体的な規制や支援などといった法律文書化している部分です。実際、景観法の中では、景観計画の策定、景観重要建造物や景観重要樹木といったものの指定制度、景観計画区域・景観地区等の区域を定めて規制をかける、景観公共重要施設の整備や景観協定の締結といったことができます。

景観整備機構による支援という項目も法律に謳っています。我々のような建築士が景観整備機構の制度を活用し、景観に携わっていけるとのことを法律上で謳ってくれたことは、私たちにとって注目すべきところでした。

【資料-12】これは景観法概要パンフレットに載っているものを拡大したものです。都市計画においては都市計画区域の中だけを規制していましたが、景観法は都市計画区域外も規制できます。町中だけでなく景観的に大切にすべきところはいろいろな所にありますので、そういうものがあるところは全部景観計画区域に含めて、いろんな規制がかけられるのです。熊谷市さんは市内全域が景観区域になっているということから、すべてが大切という風に認

識されているのがわかります。

【資料-13】景観法を使って、具体的に何か取組をしていこうと思った時には、法で景観行政団体でなければ景観法は使えないことになっています。いち早く熊谷市さんは景観行政団体の指定を受けています。（平成 19 年 10 月 1 日）

【資料-14】先ほどの景観整備機構についてですが、我々埼玉県建築士事務所協会はまず埼玉県の第一号の指定をとることができました。正直に申しあげるとこの時はまだ景観法について勉強中でして、これから建築士がどう景観まちづくりに関わっていくかということを模索している最中でした。しかし、法律の方がこうやって進んできましたので、我々も一緒に学びながらどんどんやっていこうということで進めております。

【資料-15】埼玉県の指定を受けた後、平成 21 年に川口市の指定、平成 22 年 6 月に熊谷市さんの指定を受けさせていただきました。そのほか、三郷市、八潮市等とも指定の手続きを進めているところです。

【資料-16、17】景観整備機構のできる業務というのは法律に謳ってありますし、具体的には非常に細かい話になってしまふので、これも後で資料を読んでいただけたらと思います。

我々は独自にいろいろな地域の中へ参画をしながら、いろいろお手伝いをして景観を広めしていくということを積極的にやっていこう、自主的にトライして景観まちづくりに関わっていこうと考えております。

【資料-18、19】これは我々の資質を高めるために、景観法を含め年に 4、5 回の研修会をやり、全員で勉強しております。実際に、代官山にあるヒルサイドテラスの現地視察をしたりしていますし、先ほどの小布施もこれから行こうと思います。いろいろな現地を視察して、景観整備のまちづくりをしていこうと考えております。

【資料-20～29】そういう中で、平成 22 年度に埼玉県から県内 61箇所の景観資源発掘調査業務を委託されまして、だいたい歴史の道に沿っていろいろ調査しました。熊谷市さんでもこの熊谷駅周辺と石原、妻沼の 3 か所が調査地点となっています。これが駅周辺の調査したときの地図ですが、これに基づいて、景観上重要な建物などを熊谷支部に担当していただいて調査しました。これは埼玉県のホームページに載っておりますので、ぜひ、「こんなに熊谷市内にも景観資源があるのか。」と見ていただければと思います。

先ほど熊谷駅に展示しております 77 点の（くまがや景観写真展）写真を見てきましたけど、その中にあるものもありましたし、まだ知られていない場所も結構あるなと思いました。次回、景観写真展をやるようであればもっといろいろ出てくるのではと思ひます。

石原も調査をさせていただきましたが、一部石垣が残っていたり、とても素敵なお屋敷みたいなお家もあったりということで、いろいろ出てきそうです。

【資料-30】私が所属しております埼玉県建築士事務所協会“いるま西支部”ですが、そこでやっている活動をご紹介して、今後景観をまちづくりにつなげていくための参考にしていただければと思います。

上に書いてあるのが、平成 18 年度から飯能市で動いている先進事業に参画をして、建築

文化の保存と活用を考える「古民家探訪エコツアー」についてです。エコツーリズムでは、建築物だけでなくその地域の、たとえばお野菜をつくっている家の人と一緒に野菜を収穫したり、古民家で餅つきをしたり、いろいろな文化も含めて楽しむツアーがあります。その中で、私どもはその地域の古民家などのご案内・ご紹介をしております。

【資料-31】その一つに、飯能の市街地にあります明治から昭和の古い建物を訪ねる旅というツアーをしています。このツアーの前に我々建築士がその家々を回って調査をしたり、家の中に上がらせていただけるかの交渉をしたりしました。そういうことをする中で、その建て主のみなさんが「ウチなんかこんな汚いところ…」と言うんですけど、建築的に素晴らしいものがありまして、そういうものを説明していくと「えー！」と言って、だんだん自分の家の大切さ・凄さを見直して、自分の家を自慢するようになってくるのです。

素敵な蔵が壊されたり、だんだん資源が失われていったりという状況はありますが、少しでもそういうのを食い止めるため活動をしています。そういった活動を通して、古いから壊すということだけでなく、それを活かしたまちづくりに繋げていく、その役割を少しですが担っているのだなと実感します。

【資料-32、33】これは飯能市街地ですが、左上が大正11年に建った織物協同組合の建物です。瓦の屋根の上にシャチホコが乗っていますが、「こういうのが乗っているんですよ。」と説明したりします。右上はいわゆる看板建築といって、木造なんですけど石風に造っている建物があります。左下は警察の武道館ですが、「下に甕（かめ）が埋まっていて、それが共鳴して能舞台のようにいい音がするんですよ。」と教えたり、普通の人が知らないことをいろいろ説明したりするとみんながびっくりする、そんな建築物がいくつもあります。

市街地だけでなく周辺に行きますと、茅葺のお家もたくさん残っています、そういうものを訪ね歩くということもあります。

【資料-34、35】合併で飯能市になりました名栗村というところがあるんですけど、そこには名栗谷というとても古い建物の集落がありまして、そういうものを調査し、ご案内するということをやっています。

これは吾野宿（あがのじゅく）といいまして、飯能市から秩父の方に向かってちょうど顔振峠（こうぶりとうげ）という山小屋があるんですけど、その山小屋のちょっと手前に吾野というところがあります。昔秩父に行くにはここで一回馬を降ろして休ませないと山越えできぬということで、そこに宿ができ、宿場町になったということで吾野宿と呼んでいます。そこの宿場町がちょうど500メートルくらいの間、町並み景観を保っておりますので、今の内に大切に景観保全しながら、なんとかその地域の活性化につなげられないかということで関わっている場所です。ここではエコツアーをやって紹介したり、地元のもので食事を作ったりという取り組みを行っています。

【資料-36】その吾野宿につきまして、我々景観整備機構では、その再生計画ということで計画案を作っています。ちょうど500メートルくらいでしょうか、街道にそって古い建物がいくつか残っている様子の平面図を書きました。

【資料-37】これは現況スケッチですが、電柱があつたり、道路もアスファルトでかなり味気がなかつたり、外壁がサイディングであつたり、ブロック塀があつたりちょっといろいろ

ろ気になるところがありました。

【資料-38】そういう気にかかる点をいろいろ改修して、吾野宿のイメージを持つつ、新しい吾野宿の再生をしていったらどうかと提案をしています。「屋根の色や、屋根の構造（瓦屋根）にする。」とか、「窓のサッシの前には格子をつけてちょっと雰囲気を出そう。」とか、「道路はバイパスができるので大きな車が入らなくなりますので、そこを石畳にしたらどうか。」とか、いろいろ熱い思いや夢を語りながらこのような絵を描いています。

【資料-39】ちょうど吾野宿の周辺には左側に高麗川（こまがわ）という川が流れています。そのまちに沿って蛇行した素敵な川辺空間といったものを活かして、宿場街道沿いを抜けて、川沿いに散策コースを作つて回遊させたらどうかと思います。それから山側のほうにも素敵な里道がありますので、「山辺のコースというような形で散策路をつくつてみてはどうか？」というような提案をしているところです。

【資料-40】それを断面で描きますと、左が山側、右側にいきますと高麗川があつてその間に吾野宿の町並みがあるということになります。山側には庭を作つたり、右側は川沿いにテラスを作つて、コーヒーなんかが飲めたりしたらどうか、といったことを提案して吾野宿の再生イメージをつくつたりしています。

【資料-41】ここに架かっている橋も建て替えの話もありますので、ぜひ地元の西川材という木を使って大きな橋を造つたらどうかという案です。昔からある石垣をちゃんと活かして、そういうのを眺めながらいける散策路を作つたり、山側は昔あつた山道を舗装しないで、歩きやすくするにしてもあまり固い材料を使わないようにするだとか、そういう提案をしながら散策路の計画も作りました。

【資料-42】最後になりますが、今日から実は“飯能ひな飾り展”というのをやっております。今、全国でいろんな動きやイベントをやっておりますが、これも最初、商店とか民家に「お雛様を飾ってくれませんか？これによつて人が集まつりますよ。」といったことを働きかけたんですけど、「そんなことで人が来るわけないよ。」という風に言われて、そっぽを向いてしまわれたんですが、最初45軒から始まつて今年で125軒の参加がありまして、1年2年とやつていくうちに、だんだんと町中を人が歩いてくれるようになりました。先ほどの市街地も、本当に普段は閑散としているんですけど、お雛様のイベントを打つただけで、お雛様を見に町の中を歩きだした、というような経過がありました。そういう実績の中で、市民が始めたことですが、市もお金を出して協力するということで、こんな立派なパンフレットができるようになったということを、ご紹介させていただきました。町おこしということで、いろんなことができるという一つの事例なので、コマーシャルを兼ねて参考としていただけたらと思います。

一通り駆け足ですが、講演を進めさせていただきました。ありがとうございました。

※1 堀繁（ほりしげる）東京大学アジア生物資源環境研究センター教授。

景観デザイン、景観工学、計画設計思想史、地域計画等、景観分野を中心に幅広い活動を行つてゐる。

質疑応答

質問①

吾野の再生計画は非常に素晴らしい計画ですが、これは埼玉県建築土事務所協会の方々とそれから地元の共同作業という感じなのでしょうか？どのような形で行ったのか、地元との協働のやりかたを教えていただきたいと思います。

回答

この吾野宿の再生は、たまたま国土交通省で“新たな公”というプロジェクトの補助金事業があり、地元で「吾野宿の再生を考える会」が立ち上がり応募しました。補助金がいただけたことで、その補助金を使っていろいろな資料をつくったり、いろいろなイベントを立ち上げていったりした経緯があります。

吾野宿の中は非常に少子高齢化が進んでいて、「若い人があまりいないという現状を何とかしたい」「このままだと町というか吾野宿そのものがなくなってしまう、消えてしまう」といった危機感を持った今 67～68 歳の方がメインとなり、先ほどの補助金を使っていろいろな仕掛けをはじめました。私は飯能が地元で昔から吾野宿は気にしており、中心となる人とはいろいろコンタクトとっていたものでしたから、「何か機会があったら協力させてください」と言っていました。今回、「補助金がされたので一歩進めたい」ということで、協力させていただいたという経緯になります。

質問

事務所協会は何名くらいいらっしゃるのですか？

回答

いるま西支部の中で吾野宿に関心のある人ということで声掛けをしました。この資料を作ったのは 1 期と 2 期があり、1 期が 5 人くらい、2 期目が 7 人くらい関わってまとめていきました。

質問②

身近な景観資源というのは、なかなか地元の人たちには見つからない（見つけられない）のですが、吾野の方は、吾野の身近な景観資源をみつけるために何か工夫や活動はされたのでしょうか？

回答

吾野は、もともと古い街並みが点々と残っていることがすごく魅力的だったので、そういうものを“活かす”というより、まず“残す”ということが第一にありました。

散策路の計画についてはただ残すだけでなく、もっと広がりを持たせたらどうかということでみんなで歩いてみますと、いろんなことが目に見てくるのです。歩かないとダメですね。歩いて写真を撮ったり、メモしていくと自然と素晴らしい景観資源が浮かび上がってくると思います。熊谷でやるとしたら、大きな地域でなく小さな地域で、そこに関わ

っている人たちが、そういったワークショップなどの資源探しから始めるのが一番わかりやすいかなと思います。そういう時に我々プロと一緒に参加させてもらえば、アドバイスができるかなと思います。

質問③

エコツーリズムについて積極的に活動されているようですが、そちらに参加される方と
いうのはどのような方が多いのでしょうか？

回答

飯能市でやっているエコツーリズムは、実は環境省でモデル地区の選定をしていて、全国で 13箇所あります。その時に里地里山というカテゴリーの中で、地域の自然や文化を残していくモデル地区に手を挙げたところ選定されました。

全国で 13 箇所ですからラッキーだったんですけど、実際やっている飯能市でも「本当に飯能市にそんなお宝があるのか」と、半信半疑だったようです。それから始まって先ほどの景観探しではないですが、そういうものをやっていく中で、改めて自分のまちの凄さというか、「こんなところがあったんだ」ということがわかつてきました。

エコツーリズムはいろんなお客様を呼んで、お金を払ってそういうツアーに参加していくだけというのですが、そのツアーを案内するのは住人の方です。自分たちのところを案内するために、いろんな歴史や価値を引き出し、調べていく。すると自慢するようなことがいっぱいあることがわかるのです。エコツーリズムをやって、改めてその地域の人が「自分達の地域はこんなに凄かったんだ」ということに気が付いたのです。

質問

都内から参加される方が多いのですか？

回答

そうですね。元々最初は市の広報を使って、市内に知らしめていきました。それから補助金がついたので立派なチラシができ、バスの吊るし広告なども含め、結構遠いところにも広報が流れたことで、都内にはない飯能の素晴らしさというものに憧れて参加した方が半分くらいいらっしゃいました。そういう意味で、非常に地域の活性化につながったという事業です。